

第3章 プランの体系

国の「第4次男女共同参画基本計画」並びに、国計画との整合を図り見直された京都府「KYOのあけぼのプラン」、さらには、八幡市の男女共同参画社会推進におけるこれまでの取り組みの成果や課題、市民ニーズの動向等を踏まえ、基本的な理念や基本的な視点に基づいて、本プランの体系を次のとおりとします。

政策領域	基本目標	主要施策
I あらゆる分野において男女がともに活躍	基本目標 1 社会における制度、慣行の見直しを進める	主要施策 1 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し 主要施策 2 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり
	基本目標 2 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める	主要施策 1 行政における意思決定の場での男女共同参画 主要施策 2 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画
	基本目標 3 働き方や職場環境の見直しを進める	主要施策 1 ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 主要施策 2 男女共同参画の職場づくり 主要施策 3 男女が共にチャレンジできる環境づくり 主要施策 4 農業、自営業における男女共同参画の推進 主要施策 5 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり
	基本目標 4 家庭・地域での男女共同参画を進める	主要施策 1 家庭での男女共同参画の推進 主要施策 2 地域での男女共同参画の推進

政策領域	基本目標	主要施策
Ⅱ 安心・安全な市民生活	基本目標 5 男女間の暴力等を許さない地域づくり 【八幡市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画】	主要施策 1 男女間の暴力を許さない意識づくり 主要施策 2 相談及び被害者支援体制の推進 主要施策 3 男女間の暴力防止のための地域づくり
	基本目標 6 人が人として安心して暮らせる環境をつくる	主要施策 1 性と生殖の健康・権利を守る取り組み 主要施策 2 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 主要施策 3 障がい者が安心して暮らせる環境づくり 主要施策 4 外国人が安心して暮らせる環境づくり 主要施策 5 さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	基本目標 7 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる	主要施策 1 家庭や地域における男女共同参画教育の充実 主要施策 2 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実 主要施策 3 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実
	基本目標 8 男女共同参画推進施策の推進体制を強化する	主要施策 1 市民参加による推進体制の強化 主要施策 2 男女共同参画推進のための拠点の充実 主要施策 3 庁内推進体制の充実・強化

第4章 プランの内容

政策領域Ⅰ あらゆる分野において男女がともに活躍

基本目標1 社会における制度、慣行の見直しを進める

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の形成のためには、慣習・慣行が、実質的に女性と男性にどのような影響を与えるのか常に検討されなければなりません。
- 慣習や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の社会における立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立的に機能しない場合があります。
- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会（家庭を含む）活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっています。
- 八幡市が平成27年に実施した市民アンケート調査によると、しきたりや慣習の面では「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答が72.9%を占め、「平等になっている」との回答は13.3%にすぎず、低い結果となっています。社会全体では、「平等になっている」が15.8%と不平等感が強く、様々な慣習や習慣について、男女平等の視点から改善が求められています。
- 八幡市では、これまで男女共同参画の視点で慣習・慣行を見直すための講座の実施や啓発リーフレット等の発行を行い、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開してきました。しかしながら、長い時間をかけて形作られてきた意識は、時間をかけて解消していく必要があり、長期的な取り組みを今後も行うことが必要です。
- そして、男女が共に能力を発揮できる活気ある市民社会をめざして、様々な関係団体などの市民活動を促進していくことが必要です。

【達成目標】

- 男女が共に能力を発揮できる活気ある市民社会の実現をめざします。

【成果指標】

指標名		目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H22年度	H27年度	H26年度末	H32年度	
地域社会で男女の地位が「平等になっている」と答える人の割合		40%	35.5%	50%	男女が共に能力を発揮できる活気ある地域社会へ向けた取り組みによって、市民の意識の向上をめざします。

主要施策 1 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の視点にたった慣習・慣行の見直し

- 自治会や民生委員等の地域活動において男女共同参画が進むよう、意思決定の場への女性の参画を促進するための地域の取り組みを支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
自治会における男女共同参画の促進支援	「出前講座」などで、慣習や慣行として残る性別役割分担意識の払拭、男女共同参画の重要性を啓発	より効果が期待でき、興味・関心を惹きつけるテーマを設定し啓発に努める。
民生委員等における男女共同参画の促進支援	地域住民の福祉全般に関して、日常的に地域での生活相談・指導等行う民生児童委員協議会に対し、男女共同参画の視点にたった啓発・講座等を開催	主にDVをテーマに講演会を実施。今後は特定テーマにこだわらず、男女共同参画に関し話題性の高いテーマを取り上げるなど、内容を充実する。

主要施策 2 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり

【施策の方向】

(1) 市民活動における男女共同参画の推進

- 性別に関わりなく、自分の意思で積極的に社会参画していけるよう、市民団体やNPO等に関する情報の提供や機会の拡充などに取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画を推進する団体・個人に対し、積極的に参画できるよう活動の場や交流の場を提供し、意識改革と参画促進の取り組みを推進	継続
市民団体やNPO等に関する情報の提供	市民活動が更に充実できるような情報の発信	継続

(2) 女性団体等のネットワークづくりへの支援

- 女性団体・グループなどによる自主的な活動に対して、情報の発信やネットワークづくりを支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性団体活動支援	八幡市女性ルームに情報交換の場を設け、各団体間の交流を図る活動支援	継続

【市民や事業者にできること】

■ 男女が共に能力を発揮できる社会をつくりましょう。

- 地域活動に男女が共に参画できるよう、不合理な慣習やしきたり、会則等があれば改善していきましょう。

基本目標 2 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める

【現状と課題】

- 社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画していき、互いに能力を発揮するためには、社会の約半数を構成している女性の政策・方針決定過程への参画が必要です。
- 八幡市の各種審議会における女性の登用率は、平成26年度末現在35.3%で、目標とする40%を達成することができていない状況です。今後も、各種審議会の委員の選考にあたって、一層男女比率が偏らないよう配慮する必要があります。
- 八幡市職員の管理・監督職のうち女性の割合は、平成27年現在21.4%、そのうち一般行政組織の場合11.1%で、まだ低い水準となっています。今後、女性職員の管理・監督職への積極的な登用や職域拡大をはじめ、あらゆる分野における女性の参画が進むよう取り組む必要があります。
- 一方民間においては、平成27年に実施した事業所アンケート結果では、女性の管理職がないという事業所は約7割となっています。今後、企業やNPO、各種団体における意思決定の場への女性の参画が進むよう働きかける必要があります。
- 国においては、平成27年8月に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、同9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、平成28年4月から、労働者301人以上の大企業に対し、基本方針を踏まえ、女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定などが新たに義務づけ、女性の採用比率や管理職の割合等の数値目標の設定と公表を求めています（ただし、300人以下の企業は努力義務）。
- また、都道府県や市町村に対しても、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍に関する「特定事業主行動計画」の策定を努力義務として課しています。

【達成目標】

- 社会における意思決定の場への女性の参画が進められ、女性の能力が活かされるとともに、女性、男性、共に意見が反映されることをめざします。

【成果指標】

指標名		目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H22年度	H27年度	H26年度末	H32年度	
審議会等における女性委員の割合		40%	35.3%	40%	審議会等への女性委員の積極的な登用に努めます。

主要施策 1 行政における意思決定の場での男女共同参画

【施策の方向】

(1) 審議会・委員会等への女性の積極的な登用

- 市政に幅広い市民の意見を反映させることを目的に設置している審議会等において、男女共にその意見を反映するため、女性の登用率40%を目標として、委員の性別が偏ることなく構成されるよう取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
市の審議会・委員会等への女性の登用の推進	女性委員ゼロの解消と女性委員の登用促進、登用率の増	「審議会等委員の候補者選考判断基準」に基づき、女性登用を推進する。

(2) 管理・監督職等への女性の積極的な登用

- 市において、より活躍できる女性職員の育成と能力発揮の機会の充実に努め、管理・監督職への登用を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
管理・監督職への女性の積極的な登用	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づいた計画的な女性の管理・監督職等への登用	女性活躍推進法の趣旨に基づき女性の管理職等への登用を推進する。
女性職員の職務・職域の拡大	市の女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大（再掲）	継続
職員の研修機会の充実	職員の能力向上のための各種研修会の開催	継続

主要施策 2 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画

【施策の方向】

(1) 職場での管理・監督職や団体役員等への女性の積極的な登用のための啓発

- 関係団体と連携しながら、市内企業・団体等における女性の管理・監督職への登用や職域の拡大、意思決定に関わる場への参画を進めるよう働きかけを行います。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進	企業等に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知・啓発	出前講座などを取り入れながら、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を企業に働きかける。
商工会・工業会等経済団体との連携	企業等に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知・啓発（再掲）	引き続き商工会と連携し、啓発活動を推進する。

(2) 職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進

- 企業・団体等において、男女の機会均等が確保されるよう、更なる啓発を進めます。
- 男女労働者の間に生じている差を解消するために、企業などが積極的改善措置に取り組むよう、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進	関係機関と連携し、事業所における男女の労働条件格差是正に向けた啓発	継続
市の関係団体などの意思決定の場への女性の参画の促進	市が出資の財団法人や指定管理者等関連団体等に対して意思決定の場へ女性の参画を進める働きかけ	効果的な方法を検討し、働きかけを行っていく。
一般事業主行動計画策定についての啓発	女性の管理・監督職への計画的な登用を図るための行動計画策定への働きかけ	女性活躍推進法の趣旨に基づき、行動計画策定を働きかける。
女性の活躍推進への取り組みに対する国の支援措置の周知	女性の管理・監督職への計画的な登用を図るための支援制度に関する情報の提供と活用に向けた働きかけ	女性活躍推進法の趣旨に基づく制度の普及・啓発に努め、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を促す。

【市民や事業者ができること】

■ 市民、事業者などで物事を決める時に、男女が共に参画しましょう。

- 職場でも固定的な性別役割分担意識の払拭に努め、意思決定の場に女性が参画できるように働きかけましょう。

基本目標3 働き方や職場環境の見直しを進める

【現状と課題】

- 平成26年度「男女共同参画社会の形成の状況」（内閣府）によると次のような現状があげられています。
 - ・ 20歳代後半の女性の労働力率は上がっているが、国際的にはまだ低い状況であること
 - ・ 女性の雇用者のうち、非正規労働者が過半数を占めていること
 - ・ 求職していない理由は「出産・育児のため」「適当な仕事がありそうにない」が多いこと
 - ・ 性別役割分担意識の強い都道府県で、男性の長時間労働の割合が高く、女性の有業率が低くなる傾向があること
 - ・ 男女ともに、「仕事」と「家庭生活」等をバランスよく行うと希望しているが、現実には「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先していること
- 平成27年に実施した市民アンケート結果では、女性の半数あまりが働いており、その内訳では「パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣などの非正規の勤め人」が61.4%を占めています。
- 育児・介護休業制度を「利用したことがある」は平成22年の調査よりも減っていますが、「今後は利用するつもりだ」という人は平成22年の調査よりも増えています。利用しない、あるいはできない人の理由は「職場で制度が整っていないから」が4割強を占めており、「同僚に迷惑がかかるから」や「利用しにくい雰囲気があるから」「上司がいい顔をしないから」は平成22年の調査よりも増え、育休取得に対する職場の理解がまだまだ進んでいない状況がうかがえます。
- 一方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関して、希望としては「『家庭生活』優先」、「『仕事』と『家庭生活』優先」、「『仕事』、『家庭生活』『地域・個人の生活』を両立」の比率が高いものの、現実としては「『仕事』優先」の比率が高くなっています。仕事と生活の調和がとれた暮らしのために、今後、職場の環境や制度として必要なこととしては、「子どもが病気の時や学校行事の時に休みがとれること」、「フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な働き方ができること」「育児休暇・介護休暇が取れること」「上司に理解があること」「残業や休日出勤がないこと」が多くあげられており、育児・介護休業等の制度普及や多様な働き方の確保など、事業所や市民への啓発を継続し、職場における男女共同参画の取り組みを促進していくことが必要です。また、仕事と生活の調和を図れるような企業風土の育成や職場環境の整備を支援していくこと、男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備を支援していくこと、そのため関係団体との連携を図ることが必要です。
- 高齢化が進む中で、高齢者もこれまでのように福祉サービスの受け手としてだけでなく、生涯現役の意識を持って、社会の担い手として社会参加していくことが求められます。そのため、年齢に関わりなく社会の中で自立し、活躍できる環境づくり

を進める必要があります。

【達成目標】

- 仕事と生活の調和が図られ、多様な働き方が認められ、生涯を通して充実した生活を送れるまちをめざします。
- 男女が共に能力を発揮できる職場の実現をめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
「育児休業を利用したことがある」人の割合	女 15.0% 男 5.0%	女 9.4% 男 1.9%	女 15.0% 男 5.0%	育児休業制度の普及を通じて、仕事と生活が調和した暮らしの推進をめざします。

主要施策 1 ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

【施策の方向】

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供

- 男女が共に仕事と家事・育児・介護等の家庭生活のバランスを図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や偏った家事等の分担の改善について、広報や情報提供を進めます。
- 関係団体と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進について、企業等への広報や情報提供を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
ワーク・ライフ・バランスに関する広報	仕事と家庭生活や地域活動の調和を考え、充実した家庭生活が送れるよう、広報や情報の提供	継続
企業への情報提供等	関係機関と連携して、市内の企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	継続

(2) 働き方の見直しのための取り組み支援

- 関係機関と連携し、労働時間、有給休暇の取得等の基準の遵守を企業に働きかけます。
- 国・府と連携した制度的整備を図りながら、労働時間短縮、フレックスタイム制の導入など働き方の見直しについて、事業主や働く人への啓発を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
企業への法令基準遵守の働きかけ	関係機関と連携して、市内の企業等を対象に、労働基準法などの法令基準の遵守の働きかけ	継続
事業主や働く人への啓発	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、多様な働き方に関する啓発	継続

(3) 仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備

- 育児休業・介護休業が円滑に取得され、仕事と家庭（育児・介護等）や地域活動等の両立が果たされるよう、制度の普及に向けて、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。
- 仕事と家庭や地域活動等の両立を支えるため、育児や介護を支援する各種サービスの充実を図るとともに、講座や相談を通じて具体的な指導が受けられるよう努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
育児・介護休業制度の徹底	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、法制度の周知・普及	継続
育児や介護支援の基盤整備	多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスや学童保育の充実 介護者の負担を軽減するため、介護サービスの充実	継続

フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる労働時間制を言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的です。

主要施策2 男女共同参画の職場づくり

【施策の方向】

~~(1) 職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進~~

- ~~○ 企業・団体等において、男女の機会均等が確保されるよう、更なる啓発を進めます。~~
- ~~○ 男女労働者の間に生じている差を解消するために、企業などが積極的改善措置に取り組むよう、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。~~

【主な施策・事業】

施策の方向	施策・事業	事業の概要
職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進	関係機関と連携し、事業所における男女の労働条件格差是正に向けた啓発

(2-1) 男女対等な職業観・労働観にたった企業の育成

- 女性が生涯にわたって職業を持ち、それぞれの自己実現が図れるよう、経営者の意識改革の下に男女対等な職業観・労働観にたった企業の育成を支援します。
- 採用や賃金・給与、昇進・昇格等の面など、雇用における男女の不平等が解消されるよう、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
企業への啓発活動の充実	男女共同参画に関するパンフレットを配架し、啓発	継続
企業への男女共同参画社会啓発出前講座の実施	出前講座等により経営者層の意識改革を促し、男女共同参画に取り組む企業を支援	出前講座の依頼実績がないことから、企業の興味・関心をひくテーマを検討し内容を充実する。
男女雇用機会均等法等の普及・啓発	事業所等に対して、男女雇用機会均等法等の趣旨や内容の周知徹底	啓発リーフレットや企業向けチラシ等の内容更新を図る。

(3-2) 健康に関する保護の促進

- 働く女性の健康が保護され、妊娠・出産に伴う不利益な取り扱いがなく、安心して働き続けられるよう、法令の趣旨徹底に向けた啓発や広報に取り組みます。
- 働く人の健康が保護され、過労死などの悲惨な事態を招かないよう、法令の趣旨徹底に向けた啓発や広報に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性の健康保護のための啓発	母子保健の向上及び子育ての中で親が抱く育児不安の解消を図るための取り組み ・妊産婦・新生児訪問指導 ・マタニティスクール ・発達健康相談	継続
生理休暇や妊娠・出産に関する保護制度の啓発	生理休暇や妊娠・出産に関する保護のための休暇が、安心してとれるよう啓発	継続
働く人の健康保護のための啓発	育児休業や介護休業等制度利用促進のための周知・啓発	継続

(4-3) ハラスメント対策の促進

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、**マタニティ・ハラスメント**などの人権侵害を防止するとともに、企業の内部規則化や対策組織づくりなどの取り組みを促進するため、啓発や広報に取り組みます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流したり、目に触れる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、様々な形態のものが含まれます。セクハラは、性と人格を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく理解することが求められています。職場のセクハラ防止のために、事業主には雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられています。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
ハラスメント対策に関する啓発	セクハラ・パワハラなどの防止に向けた啓発及び研修会の開催	継続

主要施策3 男女が共にチャレンジできる環境づくり

【施策の方向】

(1) 様々な分野におけるチャレンジ支援

- 女性や男性のチャレンジ、再チャレンジを支援し、再就職、キャリアアップ、起業、地域活動等、チャレンジしたいと考える女性への効率的な情報の提供、講座の開催などの支援策やサポート体制の整備に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
チャレンジ支援のための講座の開催	女性の能力開発等の支援講座の開催	男女共同参画社会啓発講座の中のプログラムのひとつとして実施する。
起業・再就職等を支援する情報・機会の提供	起業・再就職のための情報提供等の支援	継続

主要施策4 農業、自営業における男女共同参画の推進

【施策の方向】

(1) 家族経営等における男女共同参画の取り組み

- 農業、自営業等の重要な担い手である女性の経営参画を進めるため、啓発や研修機会の提供、家族経営協定等の普及に取り組みます。
- 農業に携わる女性が相互に連携・親睦を深め、活動の充実を図るとともに地域の暮らしと農業の発展に資する活動を支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
家族経営協定等の普及啓発 女性の経営参画に関する情報提供	認定農業者をはじめ、農業に携わる女性の経営参画、家族経営協定を普及	家族経営協定とともに、法人化による女性の経営参画の方法等について情報提供を行う。
がんばる農業女性の交流の支援	農業に携わる女性が相互に連携・親睦を深め、活動を充実	継続

家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするものです。

主要施策5 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり

【施策の方向】

(1) 高齢者の社会参画の促進

- 高齢者が社会の担い手となって活躍できるよう、高齢男女が就業できる多様な機会を確保するとともに、持てる知識・経験・能力を活かした社会参画の場づくりや更なる能力開発の場づくりを進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
高齢男女の就業促進	シルバー人材センター活動をはじめ、高齢男女の就業の促進	継続
高齢男女の社会参加促進	高齢者のひとり暮らしや核家族化に伴い、見守りが必要となる高齢者の増加に対応。また、閉じこもりの予防と趣味や社会活動に参加することで健康に生き生きと過ごす期間を保持 ・シルバー人材センター活動 ・老人クラブ連合会活動 ・各種公民館講座・サークル活動 ・見守り活動 ・世代間交流事業	コミュニティを基盤とした社会参加や交流、老人クラブ活動を促進するとともに、働く意欲のある高齢者が自身の技能や経験を生かし、支援を受けながら働くことができる環境の整備に努める。

【市民や事業者ができること】

■ 男女が共に特性を活かして能力を発揮できる職場環境をつくりましょう。

- 事業主は、男女共同参画の視点から職場環境を見直し、積極的に改善していきましょう。
- ボランティア活動や地域活動など、自分に合った社会参加の機会を活かしましょう。

基本目標 4 家庭・地域での男女共同参画を進める

【現状と課題】

- 男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、互いに助け合い、尊重し合いながら、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。
- 平成27年に実施した市民アンケート調査によれば、「家庭生活の男女の立場」について、男性の方が優遇されていると考えている人は、46.3%という結果になっています。また、食事のしたく、掃除、洗濯など、多くの家事について「主に妻・パートナー」が分担しています。このことから、意識と現実において家庭生活では差があることが判ります。
- 男性が女性とともに子育て、介護に参加していくために必要なことは何かの間では、「夫婦や家族間のコミュニケーションをはかる」が55.1%、「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間の拡大をはかる」が51.8%、「男性が参加することに対して、社会の中での評価を高める」が40.4%、「男性自身の抵抗感をなくす」が36.0%となっており、男性の家庭生活に対する意識の改革が望まれると同時に、職場における環境整備や社会の意識改革や育児・介護サービスの充実も必要と考えられます。
- 八幡市では、これまで男性のエンパワーメントに向けた学習機会の充実や男性のための家事、育児、介護等に関わる教室を開催してきました。男性の育児・介護休暇取得の推進に対しては、啓発を行ってはいるものの、市民アンケート調査によれば「利用したことがある」という男性はまだ1.9%にとどまっています。企業における取り組みも必要となるため、今後、企業に対しての啓発を促進していく必要があります。
- 一方、一般的に、地域社会においては、自治会、子ども会、PTA活動など、実際の活動は女性が中心を担っているにも関わらず、組織の長に女性が就くのは少ない状況となっています。また、男性の地域活動への参画は、ビジネス社会で培ってきた経験や専門性を発揮することにより、地域社会を活性化させる大きな推進力になると期待されています。特に高齢化が進む中で、退職後の男性が地域社会の中で知識・経験・能力を発揮していくことが、まちの活力の上でも高齢者の自立の上でも強く求められています。男女共同参画の視点から、女性の活動を正當に評価するとともに男性の地域への参画を促し、男女が共に能力を発揮することで生き生きとした地域づくりを進めていくことが必要です。

【達成目標】

- 男性も女性も共に家族としての責任を担い、地域活動に参画し、社会がそれを支援していくまちをめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
家庭生活で男女の立場が「平等になっている」と答える人の割合	50%	36.7%	50%	男女が共に助け合い、尊重し合う社会へ向けた取り組みによって、市民の意識の向上をめざします。

主要施策 1 家庭での男女共同参画の推進

【施策の方向】

(1) 男性の家庭生活への参加

- 固定的な性別役割分担意識をなくし、家事、育児、介護が男女の共同責任であるとの認識の浸透を図るとともに、男性の家庭への参画を促進します。
- 男性が家庭責任を果たすために、家事、育児、介護などを内容とする講座の開催や男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、男性のエンパワーメントに取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）	男性にとっての男女共同参画の意義と責任、地域・家庭等への参画を重視した啓発・講座等の開催	男性の参加促進に努め、男性が家庭責任を果たし、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活の重要性等について啓発する。
男性のエンパワーメントのための学習機会の提供	男性のための料理教室 男女共同参画社会啓発講座	継続

(2) 多様な家庭のあり方の啓発

- 男女共同参画の視点から、多様な家庭のあり方や個人のあり方について尊重する社会をつくるため、啓発活動を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）	夫婦や家族のあり方の多様化に関する啓発	継続

主要施策2 地域での男女共同参画の推進

【施策の方向】

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域活動において、性別に関わりなく、自分の意思で地域に貢献する活動が展開されるよう支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
防災活動における男女共同参画の促進	八幡市女性防火推進隊の隊員確保など、防災活動における男女の参画促進	女性防火推進隊の隊員数減少のため、事業内容を見直す。 (具体的内容は未定)
環境保全活動における男女共同参画の促進	「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に沿った市民協働の環境保全活動における男女の参画促進	削除(廃止)
地域福祉活動における男女共同参画の促進	高齢者の閉じこもり防止や子育て支援などに関わるボランティア活動において男女の参画促進	継続
防犯活動における男女共同参画の促進	子どもの見守りなど地域の防犯活動における男女の参画促進	事業内容を見直す。 (具体的内容は未定)

【市民や事業者ができること】

■ 男性も女性も共に家族としての責任を担い、地域活動に参画しましょう。

- 男性も家事を担えるよう、家庭内でチャレンジしましょう。
- 経験や得意分野を活かして、積極的に地域に出かけていきましょう。

政策領域Ⅱ 安心・安全な市民生活

基本目標 5 男女間の暴力等を許さない地域づくり

【現状と課題】

- 平成27年に実施した市民アンケート結果では、男女間における暴力被害の経験について、特に被害を受けやすい女性の場合、痴漢50.8%、盗撮2.5%、ストーカー9.9%、セクハラ14.6%、DV15.7%となっています。また、DVのひとつである「大声で怒鳴られた」というケースも、女性の場合31.2%が経験しています。DVの内容としては、このほか言葉や態度による暴力を受けた女性や、「医師の治療が必要ではない程度の暴力を受けた」女性が1割前後います。
- DVに関する相談先としては市の各種相談事業が2～3割の人から認知されていますが、DVを受けても「だれ（どこ）にも相談しなかった」人が5割を占めており、被害の多くは潜在化しているものと思われます。今後、男女間の暴力をなくすための啓発や予防の取り組み、相談体制、被害者への支援など、様々な対策を検討していく必要があります。
- 八幡市女性相談に寄せられた平成26年度の相談件数は452件あり、そのうちDVに関する相談は114件で、継続的な相談を必要とするケースも含まれています。今後も、カウンセリング機能を持った相談事業の推進を図る必要があります。
- 交際中の若い人たちの間で起こっている暴力（デートDV）の問題も顕在化しつつあります。暴力は重大な人権侵害であることを認識し、互いの人権を尊重し合える意識の醸成を図る必要があります。

【達成目標】

- 痴漢やDV、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力をなくす取り組みが推進され、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
DV被害経験のある女性の割合	10%未満	15.7%	10%未満	性暴力をなくすための取り組みにより、DV被害の減少をめざします。

主要施策 1 男女間の暴力を許さない意識づくり

【施策の方向】

(1) 男女間の暴力に関する啓発・教育の推進

- 性犯罪、売買春、ストーカー行為等、異性を「性」の対象としてのみ捉え、本人の意思、尊厳を無視した人権侵害や性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、異性を対等なパートナーとして受け止め、尊重する意識づくりへ向けた啓発に取り組みます。
- 女性に対する性暴力は、女性の生命や心身に極めて深刻なダメージを与え、人の尊厳に関わる重大な人権問題であり、犯罪であるとの認識が広く浸透するよう、痴漢をはじめあらゆる性暴力・性犯罪を許さない社会意識づくりに向けて啓発を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性に対する暴力をなくす運動週間の推進	DV、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為等女性に対する暴力追放のため、啓発や講座を開催	継続
男女間の暴力に関する啓発の推進	DV被害者支援カード、女性問題アドバイザーだより、リーフレットによる啓発	継続
学校における性教育の充実	「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識向上のための周知等生徒のためのデートDV講座による教育・啓発	継続
性暴力防止へ向けた社会教育・学校教育の取り組み	児童に対する性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、DV等性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実	継続

(2) デートDVの防止に向けた取り組みの推進

- 交際中の若い人たちの間で起こるデートDVの防止に向けて、中学校・高等学校等との連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発や、相談体制の充実に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
デートDVの防止に向けた学校教育での取り組み	女性相談員による啓発・講座の開催	継続

主要施策 2 相談及び被害者支援体制の推進

【施策の方向】

(1) カウンセリング機能を持った相談体制の充実

- カウンセリング機能を持った相談体制の充実を図るため、女性問題アドバイザー、フェミニスト・カウンセラーなどの専門的人員の配置と研修の推進、相談対応マニュアルの作成などに取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性相談窓口の充実	女性相談の継続実施、女性専門相談員（フェミニスト・カウンセラー）の充実	事業は継続し、窓口の認知度を高めるための普及・啓発を推進する。

(2) 被害者等への支援

- 性暴力の被害に遭った人への相談体制や関係機関への連絡調整の充実に取り組みます。
- 関係機関と連携しながら、緊急避難できる場の確保や被害に対する治療・精神的なケアなど適切な対応ができるような体制の充実に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
各種相談の充実	DV被害者等への相談体制の充実と相談窓口への周知 DV被害者等への保護、自立支援	継続
各種関係機関との連携	京都府、近隣市町村、警察等との連携強化	継続

主要施策 3 男女間の暴力防止のための地域づくり

【施策の方向】

(1) 関係機関との連携による総合的な対応

- 配偶者からの暴力は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行以来、犯罪行為であるという認識が浸透しつつあるとともに、身体的暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もドメスティック・バイオレンス（DV）として認識されはじめています。潜在化しがちなDVの防止に向けた啓発活動や、女性のエンパワーメントを支援する相談体制の充実に向けた取り組みを推進します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性相談窓口の充実（再掲）	相談員の他市とのネットワークによる意見交換やスキルアップのための研修	継続
DV被害者支援者カードの発行・活用	医療関係機関等への配布による啓発	継続
関係部署、関係機関との連携	家庭児童相談室など庁内における関係各部署との連携 八幡警察署主催の「いわしみず相談ネットワーク」への参加	継続

(2) 痴漢やつきまとい被害の根絶

- 「いわしみず相談ネットワーク」による連携により、痴漢やつきまとい被害など性暴力・性犯罪に対する警察の対応について情報を発信し、犯罪被害に遭いにくい安全・安心なまちづくりを推進します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
痴漢・つきまとい被害防止への情報提供・啓発	女性相談からの八幡警察等への情報提供セクハラ、女性に対する性暴力等に対する啓発紙の作成	継続

(3) 性暴力・性犯罪を予防する取り組み

- 異性や子どもへの性暴力を許さない環境づくりに努めるため、関係機関と連携しながら、防犯灯の設置、DVD・ゲームソフト・雑誌等の陳列や販売について自粛されるよう啓発に努めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
有害なメディア等の販売抑制に関する啓発	京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき啓発	京都府と連携し立入調査及び啓発活動は継続し、リーフレット等を活用した啓発方法も検討する。
防犯設備の整備促進	防犯灯等道路照明灯の整備	継続

【市民や事業者ができること】

■ 男女間のあらゆる暴力をなくしましょう。

- 男女互いに対等なパートナーとして尊重し、男女間のあらゆる暴力をなくしましょう。
- 配偶者や恋人などの間で、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もなくしていけるよう努めましょう。

主要施策3—性暴力・性犯罪を予防する取り組み

—【施策の方向】—

—(1) 痴漢やつきまとい被害の根絶

- 「いわしみず相談ネットワーク」による連携により、痴漢やつきまとい被害など性暴力・性犯罪に対する警察の対応について情報を発信し、犯罪被害に遭いにくい安全・安心なまちづくりを推進します。

—(2) 性暴力・性犯罪を予防する取り組み

- 異性や子どもへの性暴力を許さない環境づくりに努めるため、関係機関と連携しながら、防犯灯の設置、DVD・ゲームソフト・雑誌等の陳列や販売について自粛されるよう啓発に努めます。

—【主な施策・事業】—

施策の方向	施策・事業	事業の概要
痴漢やつきまとい被害の根絶	痴漢・つきまとい被害防止への情報提供・啓発	女性相談からの八幡警察等への情報提供 セクハラ、女性に対する性暴力等に対する啓発紙の作成
性暴力・性犯罪を予防する取り組み	有害なメディア等の販売抑制に関する啓発	京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき啓発
	防犯設備の整備促進	防犯灯等道路照明灯の整備

主要施策5—性と生殖の健康・権利を守る取り組み

【施策の方向】

（1）性と生殖の健康・権利に関する啓発

- ~~性と生殖に関する健康と権利を認め合い、心と身体の健康を守るため、互いの性と人権の尊重を基礎にした正しい性教育の充実や知識・情報の提供に取り組みます。~~

（2）母子の健康を守る保健事業の推進

- ~~母子の健康を守るため、関係機関と連携し、思春期、妊娠期、出産期、更年期等人生の各ステージに対応した健康支援を進めます。~~

【主な施策・事業】

施策の方向	施策・事業	事業の概要
性と生殖の健康・権利に関する啓発	学校における性教育の充実	学校における保健学習を充実し、思春期における心と体の発達への理解と、性と生命を尊重する態度を育成
	性と生殖の健康・権利に関する情報の提供	母子健康手帳の発行、個別相談等あらゆる場を通じて、互いの性と健康に関する情報を提供
母子の健康を守る保健事業の推進	母子保健指導の推進	母子保健の向上及び子育ての中で親が抱く育児不安の解消を図るための取り組み
	妊婦保健指導の推進	妊婦を対象に健康診査の費用助成を行い、保健指導を推進

基本目標 6 人が人として安心して暮らせる環境をつくる

【現状と課題】

- 男女共同参画社会をつくることは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、同時に誰もが安心して暮らせる環境をつくることです。
- 小中学生・高校生などの間で、携帯電話やスマートホンの普及とも相まって、性と生殖に関する荒廃が進んでいる現状があります。互いの性と人権を尊重し合い、性と生殖に関する健康と権利を大切にすよう、関係機関と連携しながら、小中学校・高等学校等における教育の充実や若者に対する啓発・情報提供の充実を図る必要があります。
- 高齢者を取り巻く環境については、これまで高齢者の社会参画支援や介護体制の構築が図られてきましたが、高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていること、高齢男性の地域における孤立が見られることなど、依然として課題が残されています。
- 障がい者施策については、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の充実が図られています。また、障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、平成26年1月に「国連障害者の権利条約」がわが国でも批准され、権利条約は憲法と法律との間に位置づけられることとなり、同条約に反する国内法をつくることは許されなくなりました。障がいのある人もない人も等しく個人の尊厳が尊重される地域づくりを図っていくことが必要となっています。
- 単身世帯やひとり親世帯の増加、経済雇用情勢の悪化などの中、貧困に陥る層が増加しています。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いことなどを背景に、生活上の困難に陥りやすいとされています。また、障がいがある女性や日本で働く外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。今後、家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業環境の整備など、男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠です。

【達成目標】

- すべての住民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れる環境づくりを進めるとともに、一人ひとりが自己の心身の問題を主体的に受け止め、管理していく意識を持てるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が守られるまちづくりをめざします。
- 高齢者、障がい者、外国籍市民や、生活上の困難に直面している人を含めて、誰もが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
65歳以上の人口に占める要介護認定者の割合	15.0%	16.6%	15.0%	高齢期をできるだけ元気で暮らせることをめざします。

主要施策 1 性と生殖の健康・権利を守る取り組み

【施策の方向】

(1) 性と生殖の健康・権利に関する啓発

- 性と生殖に関する健康と権利を認め合い、心と身体の健康を守るため、互いの性と人権の尊重を基礎にした正しい性教育の充実や知識・情報の提供に取り組みます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
学校における性教育の充実	学校における保健学習を充実し、思春期における心と体の発達への理解と、性と生命を尊重する態度を育成	継続
性と生殖の健康・権利に関する情報の提供	母子健康手帳の発行、個別相談等あらゆる場を通じて、互いの性と健康に関する情報を提供	継続

(2) 母子の健康を守る保健事業の推進

- 母子の健康を守るため、関係機関と連携し、思春期、妊娠期、出産期、更年期等人生の各ステージに対応した健康支援を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
母子保健指導の推進	母子保健の向上及び子育ての中で親が抱く育児不安の解消を図るための取り組み	継続
妊婦保健指導の推進	妊婦を対象に健康診査の費用助成を行い、保健指導を推進	継続

主要施策 2 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

(1) 高齢者の自立した生活への支援

- 高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるよう、単身高齢者の生活支援をはじめとする地域包括ケアの推進、高齢者虐待の防止や権利擁護の推進に努めます。
- 介護をできるだけ必要としない社会をめざした、介護予防事業を推進します。
- 家族介護者の介護負担の軽減や、良質な介護基盤の整備を進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
介護予防対策の推進	運動器の機能向上・栄養改善・閉じこもり予防等の介護予防事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業への以降に伴い、新しい介護予防事業を構築し実施する。
男女が共に介護を担うための支援	介護への男女の共同参画を促進するための学習、交流機会の提供	現時点では未着手であり、事業内容を検討する。 (具体的内容は未定)

主要施策 3 障がい者が安心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

(1) 障がい者の自立した生活への支援

- 障がい者が安心して暮らせるよう、地域での雇用促進や、在宅生活支援の充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
障がいのある男女の雇用促進	男女共に生き生きと働けるよう、就労支援を充実	継続
男女共同参画の視点からの在宅生活支援の充実	障がい者生活支援センターを通じて、障がいのある男女それぞれのニーズに対応した在宅生活支援を充実	事業は継続し、相談支援の充実に努める。

(2) ノーマライゼーションの推進

- 障がいのある人もない人も、共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障がい者施策の目標である「完全参加と平等」の実現をめざします。

ノーマライゼーション

障がい者などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前で暮らせる社会が健全であるという考え方。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
ノーマライゼーションの意識の浸透	八幡市障がい者計画の推進や地域活動支援センターの運営などを通じて、ノーマライゼーションの意識の浸透を図る取り組み	継続

主要施策 4 外国人が安心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

(1) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

- 外国籍市民及び関係者との連携を密にし、ニーズに対応できる相談体制を整えます。
- 言葉の壁による行政サービス格差を解消するため、外国籍市民への情報提供を充実します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
相談体制の充実	外国籍市民のニーズに応じて、関係課における相談体制を充実	継続
外国籍市民へのサービスの向上	言葉の壁による不利益をこうむることのないよう、情報提供を充実	継続

主要施策 5 さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

(1) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 貧困など困難な状況に置かれた人の自立へ向けた相談体制の充実を図ります。
- 貧困状況に置かれたひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。
- 関係機関と連携しながら、引きこもりなど困難な状況に置かれた若者などの自立へ向けた取り組みを進めます。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
相談体制の充実	生活困窮者の相談に応じて諸制度の適用による生活保護、自立支援	生活困窮者対策事業の実施を通じ、生活困窮者の相談に応じて生活保護、自立支援、諸制度の適用を行うとともに、相談体制の充実を図る。
ひとり親家庭の自立支援	母子自立支援員によって、自立のための相談・情報提供・指導等の支援	継続
若者の自立へ向けた支援	関係機関と連携し、若者のキャリア教育や相談・指導	

【市民や事業者ができること】

■ すべての男女が安心して暮らせるよう、互いに支え合いましょう。

- 困難を抱えた人が地域で孤立することがないように、見守りや助け合いに努めましょう。

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本目標7 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる

【現状と課題】

- 平成27年に実施した市民アンケート調査によれば、「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方を肯定する人は約3割、逆に否定する人は約6割で、このような固定的な性別役割意識を持たない人のほうが多くなっています。しかし、家事・育児等の分担の実態はどうかというと、**日常の家事（食事のしたく・掃除、洗濯）**など、多くの部分で「主に妻・パートナー」が分担しています。「夫婦・カップルで同じ程度」「子ども」「家族全員」という回答が2割を超える項目はほとんどなく、「主に夫・パートナー」という回答は「**生活費を得る**」と「**家計の管理**」を除けば1割未満にとどまっています。
- このように家庭における家事・育児の分担において男女共同参画はあまり進んでいないとは言えないことから、今後も、広報・啓発や社会教育、学校教育を通じて、男女共同参画に関する考え方やライフスタイルを育てていく必要があります。
- しかし、意識を変えるといても、人から言われて変わるものではなく、自ら疑問をもち、固定的な役割意識が不合理であることに気づく必要があります。例えば、「なぜ、家事・育児・介護は女の役割で、仕事で稼ぐのは男の役割なの」とか、「なぜ、結婚して子どもを産むのが女の幸せだと決めつけられるの」といった疑問が、男女共同参画への気づきと学習につながる場合があります。意識改革は大変時間のかかる取り組みであり、社会教育・家庭教育の展開を通じて、一人ひとりの気づきと学びを応援する必要があります。また、次世代につなげる地道な努力として、学校における男女共同参画に関する教育の充実・継続に努める必要があります。

【達成目標】

- 地域や学校などにおける教育や啓発・情報提供によって、男女共同参画社会の大切さについての気づきと学びが、着実に広がっていき、実行につながることをめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
男女共同参画社会啓発事業への参加者数	300人	367人	300人	参加しやすい、参加したくなる開催方法の工夫などによって参加者の増加をめざします。

主要施策 1 家庭や地域における男女共同参画教育の充実

【施策の方向】

(1) 家庭における男女共同参画に関する学習機会の充実

- 関係部署が実施する啓発事業を通じて、男性も女性も共に家族としての責任を担うことの大切さを学び、子育てや介護をはじめ家庭生活への男性の参加を促進します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）	男女共同参画の視点にたった八幡市男女共同参画社会啓発講座の開催	継続
子育て家事等への男性の参加のための講座の推進	男性のための料理講座開催など、子育て家事等への男性参加に積極的に支援	継続
介護への男性の参加のための講座の推進	生涯学習センターや公民館講座による講座・教室等の開設	継続

(2) 地域における男女共同参画に関する学習機会の充実

- 男女共同参画社会啓発講座をはじめ、地域での啓発事業を通じて、男女共同参画の大切さに気づき、学び、行動に移すための学習機会の充実に取り組みます。
- 男女が共に自らの意思によって、社会のあらゆる分野において活動に参画できる力をつけられるよう、多様化・高度化した学習需要や情報のニーズに対して、あらゆる学習機会の情報を発信し、引き続き支援します。
- その他の関係機関、生涯学習センターや公民館、社会教育団体、PTA等における学習及び研修実施について、引き続き情報の提供を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）	地域・団体・PTA等に対する学習機会の充実	男子中学生・高校生等幅広い世代の参加促進に努め、地域における男女共同参画への理解を深める取り組みを推進する。
やわた男女共同参画フェスティバルの推進	女性団体と協同による地域における男女共同参画に関する学習機会の提供・啓発	継続
公民館講座の充実	男女共生に関する各種講座・講演会の開催	事業は継続し、男女共同参画の視点を盛り込んだ講座等、内容の充実を図る。
生涯学習各種講座の充実	男女共生に関する各種講座・講演会の開催	今後も、様々な視点で男女共生に関する啓発事業を行う。

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女が共に参加しやすい講座の開催	誰もが参加できるための工夫（休日開催や時間の配慮、手話通訳等障がいのある人への配慮及び保育ルームの開設等）	継続

主要施策 2 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実

【施策の方向】

（１）子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

- 子どもたち一人ひとりの個性と能力が尊重され、性別にとらわれず、生きる力、育つ力を伸ばすことのできるよう、男女共同参画に関する教育を進めます。
- 性別役割分担意識を助長する内容ではないかなどの点検・検討をしながら、男女平等教育を推進します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
小・中学校学習指導の充実	性別に関わりなく、個性と能力が活かせる教育・生活指導の充実	継続
副読本の活用	人権の尊重、男女平等、相互協力・理解についての教育の推進	継続
保護者への啓発	八幡市教育委員会広報紙「くすのき」の年2回発行	啓発記事等の掲載等、事業内容の充実を図る。

（２）教職員・保育士研修の充実

- 教職員や保育士の研修項目においても、男女共同参画社会の視点にたった内容をより一層取り入れる研修の実施を促します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
教職員の研修	教育関係者に対する男女共同参画意識の醸成	継続
保育士の研修	保育士に対する男女共同参画意識の醸成	継続

主要施策3—さまざまな選択を可能にする学習機会の充実

【施策の方向】

（1）男女共同参画の視点にたった生涯にわたる学習機会の充実

- 男女が共に自らの意思によって、社会のあらゆる分野において活動に参画できる力をつけられるよう、多様化・高度化した学習需要や情報のニーズに対して、あらゆる学習機会の情報を発信し、引き続き支援します。
- その他の関係機関、生涯学習センターや公民館、社会教育団体、PTA等における学習及び研修実施について、引き続き情報の提供を行います。

（2）男女共同参画の視点にたったリーダーの育成

- 男女共同参画推進リーダー育成・養成事業の実施により、一人でも多くのリーダー的存在の輩出等、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実に努めます。
- 男女共同参画社会の実現をめざすための地域リーダーの活動を支援します。

【主な施策・事業】

施策の方向	施策・事業	事業の概要
男女共同参画の視点にたった生涯にわたる学習機会の充実	公民館講座の充実	男女共生に関する各種講座・講演会の開催
	生涯学習各種講座の充実	男女共生に関する各種講座・講演会の開催
	男女が共に参加しやすい講座の開催	誰もが参加できるための工夫（休日開催や時間の配慮、手話通訳等障がいのある人への配慮及び保育ルームの開設等）
男女共同参画の視点にたったリーダーの育成	男女共同参画社会リーダーの養成	男女共同参画社会づくりリーダー養成講座の開催

主要施策4 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する情報発信

- 男女共同参画の大切さやジェンダー男女共同参画の視点に気づき、学ぶことへのきっかけとなるよう工夫を加えながら、固定的な性別役割分担意識の解消や男女の自立など、男女共同参画社会をめざすための学習機会の提供と、男女平等及び人権尊重の意識を根づかせるための広報・啓発活動を引き続き展開します。
- 男女共同参画や女性問題等に関する情報や資料を収集し、提供・発信します。
- 性差別撤廃や男女共同参画へ向けた国際的な取り組みや国・府の取り組みなどに関して、情報の収集を行うとともに、市民への情報提供に活用します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）	男女共同参画の視点にたつて社会における制度・慣行の見直しを促進する啓発講座の推進	講座開催だけでなく、様々な広報媒体を使用した啓発を推進する。
男女共同参画週間啓発講座の推進	男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する理解を深めるための啓発・講座の開催	継続
やわた男女共同参画フェスティバルの推進（再掲）	地域、女性団体等との協同による男女共同参画の視点にたつた啓発・講座の開催	特に若い世代の参加促進に努める。
男女共同参画啓発リーフレットの作成・活用	男女共同参画の視点にたつた啓発紙（リーフレット）の作成	継続
広報やわたによる啓発	男女共同参画の視点にたつた広報紙の作成 性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進	掲載内容を充実する。
市ホームページによる啓発	男女共同参画の視点にたつたホームページの作成 性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進	掲載内容を充実する。
市出前講座による啓発	職員が講師となって、地域に出向き実施する講座 人権・女性問題全般	市民の興味・関心をひきつけるよう講座内容を工夫する。
関連図書・ビデオの貸出	男女共同参画に関する書籍、ビデオ等の貸出	関連図書を充実する。
市民・事業所アンケートの実施と活用	市民・事業所に対する男女共同参画に関する意見や実態を把握	基本目標8「主要施策3」へ移動
国際的な取り組み、国・府の取り組みに関する情報の収集と提供	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	継続

(2) ジェンダー男女共同参画の視点にたった情報理解力の向上並びに情報伝達

- メディア情報（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど）が溢れ、誰もが容易に様々な情報を得られる中で、適切に判断できる能力（メディア・リテラシー）を向上させるための取り組みを行います。
- 行政の出版物は地域市民の生活と密接な関係を持ち大きな影響力を持つことから、男女共同参画に関する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点にたった点検を行い、広報・啓発活動を展開します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
メディア情報を適切に判断できる能力向上のための取り組み	メディアを正しく読み解く能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会の提供	講演会の開催やリーフレットの作成等を通じ啓発に努める。
男女共同参画の視点からの広報物等のガイドラインづくり	性別に基づく固定観念にとらわれないためのガイドラインの作成	継続

(3) 男女共同参画に関する情報発信の担い手の確保・育成

- 男女共同参画に関する情報を発信する推進役を育成し、一人でも多くのリーダー的存在の輩出等、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実に努めます。
- 男女共同参画社会の実現をめざすための地域リーダーの活動を支援します。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画社会リーダー男女共同参画に関する情報発信の推進役の養成	男女共同参画社会づくりリーダー養成講座の開催	養成講座への参加促進のための工夫とリーダー養成につながるよう講座内容を充実する。

—(2) 市民等の意識調査と分析の活用

- 市民や事業所の意識や実態を定期的に調査分析し、施策の成果に関する点検や施策の推進に活用します。

—(3) 国際的な取り組み、国・府の取り組みに関する情報の収集と提供

- 性差別撤廃や男女共同参画へ向けた国際的な取り組みや国・府の取り組みなどに関して、情報の収集を行うとともに、市民への情報提供に活用します。

—(4) メディアにおける男女共同参画の推進

- メディア情報（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど）が溢れ、誰もが容易に様々な情報を得られる中で、適切に判断できる能力（メディア・リテ

~~ラシー）を向上させるための取り組みを行います。~~

- ~~行政の出版物は地域市民の生活と密接な関係を持ち大きな影響力を持つことから、男女共同参画に関する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点にたった点検を行い、広報・啓発活動を展開します。~~

ジェンダーの視点

~~人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）と言います。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものです。このように、「社会的性別の視点」で捉えられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあり、その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあります。このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。~~

【市民や事業者にできること】

■ 男女が共に自分らしく生きるため、男だから、女だからと決めつけないで、考えを見直してみましょう。

- 思いやりを持って、互いに助け合い、励まし合って、互いに考え、学び、互いの存在を認めていきましょう。
- 男女共同参画社会啓発講座などの学習機会に積極的に参加しましょう。

基本目標 8 男女共同参画推進施策の推進体制の充実と連携強化を図る

【現状と課題】

- 「八幡市男女共同参画推進条例」に定められているとおり、男女共同参画社会の実現は、市の取り組みだけでなく、市民や事業者もその責務を果たし、協働で取り組むことが必要です。
- ~~八幡市では、平成11年3月に団体推薦及び市民公募による「やわた女性市民会議」を設置し、男女共同参画プランの推進に向けて、意見を求め、任期満了後は、地域のリーダーとしての役割を担うグループづくりを進めてきました。また、~~
八幡市では、八幡市内の女性団体で組織する八幡市女性団体連絡協議会は、(昭和58年6月に結成) ~~され~~と連携・協働し、男女共同参画社会の実現をめざして、八幡市男女共同参画 ~~るーぷ~~フェスティバルの開催をはじめ、調査研究活動や啓発事業に取り組んでおり、更なるネットワークの強化を図り、行政と市民とのパートナーシップを活かし、様々な角度から男女共同参画社会に向けての活動を進めています。今後も、これらの活動の展開により、市民、事業者との協働体制づくりに努める必要があります。
- 八幡市では、各部課にまたがる男女共同参画関係施策の企画・調整を行い、総合的かつ効果的な取り組みを行うため、平成5年12月1日に設置した庁内推進体制としての「男女共同参画推進本部」を最大限に活用し、計画の進行管理に努めながら効果的な男女共同参画政策の推進を図る必要があります。
- 男女共同参画施策に関する情報の収集・交換及び有効な施策執行の方法を調査・研究することを目的に、京都府南部7市男女共同参画担当職員研究会に参画し、男女共同参画政策の推進に取り組んでいます。近隣市と連携する中での取り組みは必要です。また、府県を肥えて京阪奈DV被害者支援連絡会（構成市：大阪府寝屋川市、交野市、枚方市、奈良県生駒市、京都府京田辺市、八幡市）を平成15年から結成し、DV被害者支援に向けた共同研究と連携を図っています。DV被害者支援のための広域連携施策の展開が重要です。
- 暴力などの被害者支援のための相談体制の充実、女性の自立や社会参加の促進、市民活動の支援、女性団体や個人のネットワーク化のための総括機能を持った拠点の整備が求められていることから、平成20年6月から、八幡市人権・交流センター内に「女性ルーム」を開設いたしました。今後、男女のあらゆる分野への社会参画を促進し、学習、意見交換、交流のできる拠点施設として一層の機能の充実を図る必要があります。

【達成目標】

- 計画の実現へ向けて、市と市民、事業者、国、京都府、地方公共団体との連携による協働の取り組みが着実に進められることをめざします。

【成果指標】

指標名	目標値	実績値	新・目標値	成果指標の説明
	H27年度	H26年度末	H32年度	
市民による男女共同参画推進員数	6人	0人	6人	市民ボランティアによる「男女共同参画推進員」の養成を通じて、地域等での学習機会の充実をめざします。 目標値は公民館単位で1人と設定しています。

主要施策 1 市民参加による推進体制の強化

【施策の方向】

(1) 関係機関、関係団体との連携強化

- 男女共同参画社会の実現に向けて、この計画に掲げた各種の施策について、市民、事業者、NPO等との協働により、継続的に取り組みを進める体制をつくります。
- 男女協働参画施策を進めるには、国、京都府、地方公共団体との広域的な連携が必要です。国、京都府や近隣市町との情報交換を図り、広域的な連携・協働を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画を推進する団体等のネットワーク化	八幡市女性団体連絡協議会や京都府女性の船等との連携強化	継続

(2) 市民参加による男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の実現に向けて、地域や事業所での学習機会を充実するため、市民ボランティアによる「男女共同参画推進員」の育成を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
市民による男女共同参画推進員（リーダー）の検討	男女共同参画リーダー養成講座受講者や女性ルーム利用者を中心に男女共同参画推進員を育成	八幡市女性団体連絡協議会役員（10団体）が事実上、男女共同参画推進員として活動していることから、事業の位置づけについて見直しを行う。 (具体的内容は未定)

主要施策 2 男女共同参画推進のための拠点の充実

【施策の方向】

(1) 男女共同参画推進のための拠点の充実

- 男女共同参画社会の実現へ向けた啓発や相談の拠点として、「女性ルーム」の機能の充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
女性ルームの充実	学習・意見交換・交流のできる拠点施設として男女共同参画社会の実現のための活動をされている方及び団体に活用	利用促進のための周知を図る。

主要施策3 庁内推進体制の充実・強化

【施策の方向】

(1) 推進本部の機能充実

- 関係各課等と連携をとりながら、男女共同参画社会を実現するための施策を全庁的・総合的に推進するため、推進本部体制のより一層の充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画推進本部の運営	男女共同参画プランに基づく諸施策の点検、総合的かつ効果的なプランの推進	継続

(2) 男女共同参画の視点にたった各種施策の推進

- 関係各課において、男女共同参画の視点にたって、できるだけ積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を取り入れながら本計画に基づく様々な施策を推進します。
- 防災・減災活動を推進するにあたっては、防災会議における女性委員の登用など女性参画を促進し、女性の視点やニーズを活かした防災体制の整備・充実を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
八幡市男女共同参画推進条例の普及啓発	男女共同参画啓発講座、リーフレットなどによる普及啓発	継続
積極的改善措置の導入	関係各課において男女間の格差の改善のため、その機会を積極的に提供	継続

男女共同参画の視点を 取り入れた防災対策の 推進	災害時の避難所の設置・運営体制のほか、被災者に対する相談受付体制、医薬品等の備蓄・供給体制等、男女それぞれのニーズを取り入れた対策の充実	国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月）を踏まえ、災害対策における男女共同参画に向けた取組みを推進する。
--------------------------------	--	---

（３）啓発・相談体制の充実

- 男女共同参画社会の実現へ向けて、より参加しやすい啓発事業の展開や、多様なニーズに対応できる相談体制の充実、そのための関係機関との連携強化を図ります。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
相談窓口の充実	人権をはじめ、男女に関わるあらゆる相談の充実	事業は継続し、相談体制の見直しを検討する。
相談員の研修の充実	女性相談員に対する研修会等参加拡大	継続
相談窓口の連携強化	京都府や南部市町村、京阪奈DV被害者連絡会との継続連携	継続

（４）計画の進行管理

- 計画の着実な実行と成果を実現するため、男女共同参画推進本部において、各部署にまたがる男女共同参画施策の企画、調整を行い、年次報告の作成を含めてPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

【主な施策・事業】

施策・事業	事業の概要	今後の方向
男女共同参画推進本部による企画・調整	定期的な推進本部会議の開催	継続
実施状況の公表と進行管理	毎年度、男女共同参画に関する施策の実施状況をホームページで公表	継続
市民等の意識調査と分析の活用	市民や事業所の意識や実態を定期的に調査分析し、施策の成果に関する点検や施策の推進に活用	事業は継続し、回答促進を含め実施方法の見直し・検討を行う。

【市民や事業者にできること】

- 男女共同参画社会の実現へ向けて、地域や事業所・団体など、それぞれの立場で具体的な取り組みを進めていきましょう。

- 市民生活を男女共同参画の学習の場と捉え、できることからチャレンジしていきましょう。
- 男女が共に向上の意識を持って、自分を高めていきましょう。